



新連載 『会社の登記と司法書士』

第1回 会社の設立～株式会社・合同会社の設立手続～

PLUS Report では、昨年から執筆担当者毎の連載企画を行っておりましたが、新たな連載として、『会社の登記と司法書士』（執筆担当：司法書士 宮城 誠）をテーマに、司法書士がどのように会社の登記に関与しているかを複数回にわたってご紹介してまいります。

『会社の登記と司法書士』の第1回目となります今月号では、会社の設立手続にスポットを当て、特に**株式会社**と**合同会社**の設立手続についてご紹介いたします。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂けましたら幸いです（PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com）。

1. 株式会社の設立

□ 株式会社とは

会社には複数の種類がありますが、その中でも株式会社が皆様にとっても最もなじみのある会社類型かと思えます。株式会社の主な特徴は、①「所有と経営が一致しない」こと、②株主の責任が「間接有限責任」であること、が挙げられます。①の意味は、会社に対して出資をする者（=株主）と会社を運営していく者（取締役等）が異なるということです。また②は、株主が負う責任が出資額に限定されており、かつ会社債権者から直接責任を追及されることがないということです。

□ 株式会社の設立手続

株式会社の設立手続きは以下の流れで進めていきます。

STEP 1 定款の作成

まずは、会社の根本規範である定款を作成いたします。定款は、**発起人（=株主となる者）**が作成します。定款には、必ず記載しなければならない「**絶対的記載事項**」があります。その内容は、**商号や事業目的、本店所在地**などです。また、役員任期や人数、株主総会の運営に関することなど実際に会社を運営していくために必要な情報を記載していきます。

STEP 2 定款の認証

発起人が作成した定款については、**公証役場**において**公証人の認証**を受ける必要があります。

STEP 3 出資の履行

発起人は、**金銭または金銭以外の財産**を出資します。この出資の履行は、原則として、**公証人の定款認証後**に行うことになります。

STEP 4 設立登記の申請

株式会社は、**設立の登記を申請することによって成立**します。

2. 合同会社の設立

□ 合同会社とは

合同会社は、平成18年5月1日施行の会社法により創設された新しい会社類型です。合同会社の主な特徴は、株式会社と異なり「**所有と経営が一致していること**」です。つまり、会社に対して出資をする者(=社員)が、原則として会社を運営していくことになります。なお、社員が負う責任は、株式会社と同様に「**間接有限責任**」です。

□ 合同会社の設立手続

合同会社の設立手続は、以下の流れとなります。大まかな流れは株式会社と同様ですが、合同会社に特有の事項もございます。

STEP 1 定款の作成

合同会社においても定款の作成が必要です。定款は、社員となろうとする者が作成します。株式会社と異なる点は、会社内部の規律について、**定款で自由に定めることができる範囲が広い**ことです。そのため、設立する会社の用途に応じて、柔軟な会社運営を行うことが可能となります。

STEP 2 定款の認証

株式会社と異なり、合同会社の定款については、**公証人の認証を受ける必要がありません**。そのため、定款認証の手数料が不要となり、設立にかかるコストを抑えることが可能です。

STEP 3 出資の履行

株式会社と同様、社員となろうとする者は、**金銭または金銭以外の財産**を出資します。

STEP 4 設立登記の申請

株式会社と同様、合同会社は、**設立の登記を申請することによって成立**します。

3. 株式会社と合同会社の比較

株式会社と合同会社の比較ポイントをまとめると、以下のようになります。

	株式会社	合同会社
(組織の形態・概要)		
責任の形態	有限責任	有限責任
事業の内容	営利事業に限る	営利事業に限る
法人格の有無	有り	有り
設立の許認可の要否	不要	不要
行政庁による監督	無し	無し
構成員の資格制限	無し	無し
構成員の最低員数	株主・1名	社員・1名
出資の要否	必要	必要
(各種の機関について)		
①構成員の組織機関	株主総会	社員
②その他強制設置機関	取締役(1名以上)	無し
③任意設置機関	取締役会・監査役・会計監査人等	無し
(業務執行について)		
重要な意思決定	株主総会(多数決・1株1票)	社員(全員の同意)
業務に関する意思決定	取締役(会)の決定(過半数)	社員の決定(過半数)
業務執行者(代表者)	(代表)取締役	各社員(原則)
任期に関する規定	有り(最長10年)	—
役員の資格制限	要個人	—
(その他)		
決算の公開・届出	必要(公告し公開)	不要
課税	法人課税	法人課税
剰余金の配当	可	可

(文責 : 司法書士 宮城 誠)

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

福岡オフィス 司法書士 森田良彦・司法書士 小野絵里・司法書士 宮城誠

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル7F
TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F
TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町1番1号 松永ビル1F
TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F
TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302